

千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱要領

第1 総則

この要領は、文部科学省が示した「研究費の不正な使用への対応について」（平成18年9月4日付18文科科第420号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付18文科科第829号の同局長通知）並びに、農林水産省が示した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付18農会第1147号 農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成30年7月20日付一部改正）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付19農会第706号 農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、令和3年4月1日付一部改正）に基づき、千葉県畜産総合研究センター（以下「センター」という。）が、国又は国が所轄する独立行政法人や、民間企業から受け入れた公的研究費等の研究資金及び各種研究費（以下、「公的研究費等」）について、効率的、効果的な活用及び円滑な運営と適切な管理・監査を図るため、必要な事項を定める。

第2 機関内の責任体系の明確化

1. センターに機関全体を総括し、公的研究費等の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者を置くこととし、センター長をもって充てる。
2. 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の管理・運営について実質的な責任と権限をもち、機関全体を総括する総括管理責任者を置くこととし、技術次長をもって充てる。
3. センターに機関内の各部局における公的研究費等の管理・運営について実質的な責任と権限をもつコンプライアンス推進責任者を置くこととし、各研究所及び各研究室の長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、構成員（5に規定する。）へ、公的研究費等の適正な管理・運営についての指導を行う。また、総括管理責任者の指示の下、公的研究費等の運営管理状況等を把握し、必要に応じて改善を指導して、その実施状況を総括管理責任者に報告する。
4. 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を中心に、センター全体の業務を確認し意見を述べる監事を置くこととし、県監査委員をもって充てる。
5. 構成員は、公的研究費等で実施される研究に携わる研究職、事務職及び技術職の職員とする。

第3 公的研究費等の適正な運営・管理のための体制

1. 公的研究費等の取り扱いは、「地方自治法」、「千葉県財務規則」等、関係法令に基づき適切に処理するものとする。
2. 公的研究費等に係る事務処理手続きに関する相談窓口は総務課、運営・管理

事務については企画環境研究室に置く。

3. 物品等の発注、検査業務の事務処理手続きにおいては、当事者以外の者がチェックする体制等を構築し、適正な運営・管理を行うものとする。
4. 検収は発注者以外の者で最高管理責任者が指定した者が行うものとする。
5. 関係者の意識向上のために行うコンプライアンス教育は、「千葉県コンプライアンス推進計画」の中のコンプライアンス研修及びセンター内での研修によるものとする。
6. 公務員として公正、公平な視点に基づき研究業務を遂行するため、研究者の行動規範を策定するとともに、構成員の意識の向上と浸透を目的とした研究倫理教育と啓発活動を実施する。(別紙1「研究業務に係る職員等のコンプライアンス教育について」によるものとする。)
7. 不正使用に係る調査は「地方公務員法」、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」及び「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」に基づき行うものとする。
8. 不正使用を行った職員に対する処分は、「地方公務員法」、「国家賠償法」、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」等により行うものとする。

第4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1. 最高管理責任者は、センター内に不正防止計画推進部署を設置し、不正防止計画を策定する。(別紙2「公的研究費等の不正防止計画」)
2. 不正防止計画推進部署は企画環境研究室とする。
3. 不正な取引に関与した業者への対応は、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」により取り扱うものとする。
4. 不正防止計画の推進を担当する者は、県監査委員との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

第5 情報の伝達を確保する体制の確立

1. 公的研究費等の使用ルールに関する相談窓口は企画環境研究室に置く。
2. 公的研究費等に係る不正行為等に関する通報や告発に関する窓口を総務課に置く。
3. 通報窓口は、通報された情報を直ちに最高管理責任者に伝達しなければならない。
4. 最高管理責任者は、調査のための組織を設置し、必要な調査を行わせることができる。(別紙3「公的研究費における不正行為に関する調査の体制・手續等の実施規程」によるものとする。)
5. 最高管理責任者は、通報を受け付ける際に、通報の内容及び通報者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。
6. 公益通報者保護法に基づく職員による不正行為等に対する内部通報については「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」に定めるところによる。

第6 監査体制

1. 機関全体の視点からの監査体制としては、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査、行政監査によるものとする。
2. 公的研究費等の適正な運営・管理のため、内部監査を実施する。内部監査は、統括管理責任者と最高管理責任者が任命した職員が、会計書類等を「地方自治法」、「千葉県財務規則」、「千葉県の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則」等の関係法令とともに社会規範と照らし合わせて、適正に処理されているか確認する。(別紙4「公的研究費の内部監査規程」によるものとする。)

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

平成23年3月22日一部改訂

平成25年4月1日一部改訂

平成27年2月5日一部改訂

平成27年3月5日一部改訂

令和7年3月19日一部改訂

研究業務に係る職員等のコンプライアンス教育について

試験研究に関わる全ての職員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

- 1 コンプライアンス教育は、毎年度、原則として2回以上実施し公的研究費等の委託研究業務に係る職員について、受講者と受講内容等を取りまとめ(様式1)保存する。
- 2 公的研究費を活用した委託研究業務に係る職員には、コンプライアンス教育の実施の際に、誓約書(様式2)の提出を求める。
- 3 畜総研独自の啓発活動として試験研究に関わる全ての者に対して、次のとおり、啓発活動を実施する。

| 実施時期 | 実施内容 |
|------|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">・メールによる「研究員の心得」(様式3)及び各種要領の周知・啓発用のポスターの掲示 |
| 随時 | <ul style="list-style-type: none">・内部監査結果及び他機関を含む不正事案等の共有・「千葉県コンプライアンス推進計画」に基づき実施される県総務部総務課の研修の受講及びセルフチェック等の自己点検を実施する |

(様式1)

令和 年度コンプライアンス教育受講者名簿

| 氏名 | 受講日 | 受講内容 | 誓約書 | 備考 |
|----|-----|------|-----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(様式2)

誓約書

畜産総合研究センター長 様

公的研究費の運営・管理にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 「千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱い要領」を遵守します。
- 2 不正は行いません。
- 3 規則等に違反して、不正を行った場合は、県や配分機関の処分及び法的な責任を負担します。
- 4 コンプライアンス教育のための研修用動画の視聴及び e-learning 等を受講しました。

年 月 日

(所属)

(署名)

(様式3)

千葉県畜産総合研究センターにおける研究者の行動規範

千葉県畜産総合研究センター（以下「センター」という。）は、試験研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、「千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱要領」第3の5の規定により、センターにおいて研究等を行う研究者に対し、研究等を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

（研究者の責任）

1 研究者は、自らの専門的知識や技術に対して責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を生かして、関係する産業の振興並びに千葉県民の健康と福祉、社会の安全と安心に貢献する責任を有する。

（研究者の行動）

2 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をする。

（自己の研鑽）

3 研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すようにたゆまず努力する。

（説明と公開）

4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を認識し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

（研究環境の整備）

6 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持についても自らの重要な責務であることを自覚し、センターの研究環境の向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令等の遵守)

7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、快適性を配慮しこれを扱う。

(他者との関係)

9 研究者は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する評価には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の業績、名誉、知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10 研究者は、研究等業務において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

公的研究費の間接経費の使用に関する方針

1. 本方針の目的

この方針は、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせにより定められた「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け）」の「4. 間接経費運用の基本方針」に基づき、千葉県畜産総合研究センター（以下、「センター」という。）が、国等から受け入れた公的研究費の間接経費を計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するため、必要な事項を定める。

2. 定義

「直接経費」・・・公的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、公的研究費を獲得した研究員等が使用する経費。

「間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当てされ、公的研究費による研究の実施に伴うセンターの管理等に必要な経費として、センターが使用する経費。

3. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とする。なお、この比率については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（関係府省連絡会申し合わせ）」の見直しに応じて改正するものとする。

4. 間接経費の使途

間接経費は、公的研究費を獲得した研究員等の研究開発環境の改善や、センター全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表に規定する。

5. 間接経費の取扱い

間接経費は、研究の計画書により使用目的を明確にした上で研究員等へ配分する。

また、概算払い請求及び精算払い請求の決裁に当たり、間接経費が直接経費に充当されていないか確認する。

6. 間接経費の執行実績報告

センター長は、毎年度の間接経費執行実績報告書を、翌年度の6月30日までに、配分機関に報告する。

(別記)

千葉県畜産総合研究センターにおける間接経費の使途

千葉県畜産総合研究センター（以下、「センター」という。）において、公的研究費による研究の実施に伴うセンターの管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 設備の整備、維持及び運営経費

(ケ) ネットワークの整備、維持及び経費

(コ) ほ場の整備、維持及び運営経費

(サ) その他、公的研究費を獲得した研究員等の研究開発環境の改善や、センター全体の機能の向上に活用するために必要であるとセンター長が判断する経費。ただし、直接経費として充当すべき経費は対象外とする。

公的研究費等の不正防止計画

この計画は、文部科学省及び農林水産省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）及び「千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱要領」（以下要領という。）第4の規定により、公的研究費等の不正防止に関することを以下に定める。

1. 適用対象となる研究費

この計画の対象とする研究費は、関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型研究費、関係府省等からの受託研究費（以下「公的研究費」という。）とする。

2. 法令遵守

公的研究費を利用するに当たり、千葉県職員として「千葉県職員服務規程」、「職員の旅費に関する条例」、「千葉県財務規則」その他の関係法令を遵守し、それに加え本計画において必要な事項を定める。

3. 責任体制の明確化

公的研究費の不正防止管理責任体制を明確にし、千葉県畜産総合研究センター（以下「センター」という。）のホームページにて公表する。

4. 不正防止の取組

（1）物品の発注と納品検収

- ① 研究者と業者との不正を防止するため、発注担当者と履行確認者を分離し、複数の職員によるチェック体制を整える。
- ② 各課、室及び研究所は、物品等の発注をするときは、発注担当者がコンプライアンス推進責任者及び事務次長の確認を経て、最高管理責任者の承認を得るものとする。
- ③ 支払いに際しては、履行確認者の検収後、事務次長の確認を経て最高管理責任者の承認を得るものとする。

（2）旅費

出張にあたっては、出張伺い、「しよむ2」による出張申告、復命書等を作成させ、確認を行う。

（3）研究と予算執行の進捗管理

研究の実施にあたっては、プロセスマネジメントシートを用いて、研究と予算執行状況を管理する。コンプライアンス推進責任者、最高管理責任者はこれらを定期的に確認するとともに、計画的な実施を指導する。

(4) 賃金

非常勤雇用者については、総務課担当者及び各所の事務担当者が、定期的に出勤簿・勤務内容の確認等を行い、勤務状況を確認する。

(5) 間接経費

別紙2—1「公的研究費の間接経費の使用に関する方針」に定めるものとする。

(6) 関係者の意識向上

不正防止計画推進部署は、公的研究費等で実施される研究に携わる構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを十分に理解させ、ガイドラインや方針等の関係規定の周知徹底を図るため、研修会や説明会等によるコンプライアンス教育を実施する。

5. 不正防止計画の見直し

不正を発生させる要因の把握とその検証、文部科学省、農林水産省からの情報提供及び他の研究機関の対応等を参考に随時見直すこととする。

公的研究費における不正行為に関する調査の体制・手続等の実施規程

(目的)

1. この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱要領」第5の4に基づき、千葉県畜産総合研究センター(以下、「センター」という。)が公的研究費の不正使用等に対する調査の体制と手続きに関し必要な事項を定める。

(告発等の受付窓口・受理)

2. 公的研究費における不正行為に関して申立てを受け付けた通報窓口の担当者は、迅速かつ確実に最高管理責任者に伝える。

(調査の要否)

3. 告発等を受け付けた場合は、受付から30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び主管課に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の扱いとする。

(調査委員会の設置)

4. 最高責任者は、調査が必要と判断した場合は、調査委員会を設置し調査を実施する。調査委員会は、最高管理責任者が指定した者とし、告発者や被告発者と直接利害関係を有さず、センターに所属しない第三者を複数名含む調査委員会を設置する。ただし、「千葉県職員の内部通報に関する要綱」により通報相談窓口に通報があった事案については、通報相談窓口と協議の上、決定する。

(調査の実施)

5. 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

6. 調査委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者から調査の進捗状況を求められたときは、これに応じなければならない。

7. 調査においては、公正かつ透明性の高い運用に努めるものとする。

(調査中における措置)

8. 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等、調査対象になっているものに対し、調査対象の研究費の使用停止を命じることができる。

(配分機関及び主管課への報告等)

9. 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について配分機関に報告、協議しなければならない。
10. 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況及び、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び主管課に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び主管課に提出するものとする。
11. 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合には、配分機関及び主管課に報告するものとする。
12. 最高管理責任者は、調査終了前であっても配分機関及び主管課の求めに応じて、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するものとする。
13. 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関への当該事案に係る資料の提出又は閲覧や、配分機関の現地調査に応じるものとする。

(懲戒処分等)

14. 不正使用が認定された者に対する処分は、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年10月1日千葉県条例第31号）」等に従う。

公的研究費の内部監査規程

(目的)

1. この規程は、「千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱要領」第6の2に基づき、公的研究費に係る内部監査（以下、「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(監査部門の設置)

2. センターに、最高管理責任者の直轄組織として、監査部門を設置する。
3. 監査責任者は、事務次長とし、職員のうち監査対象の当事者及び利害関係者を除く者の中から監査員若干名を指名するものとする。

(監査員の権限)

4. 監査員は、監査を実施するにあたり、監査の対象部門等に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(監査の実施)

5. 監査の種類は、次のとおりとする。

① 会計監査

前年度分の支出について、研究費が適正に執行されているかを、公的研究費による研究課題について監査する。会計書類の検査、関係職員へのヒアリング並びに購入物品の現物確認等により実施する。具体的な方法については、別記の「公的資金に係る監査方法」によるものとする。

② リスクアプローチ監査

不正防止計画に照らし合わせて、その実施状況等を監査の対象とする。

(監査結果の報告等)

6. 監査員は、監査が終了後、監査報告書を作成し速やかにその結果について監査責任者を經由して最高管理責任者に報告する。
7. 最高管理責任者は、監査の結果、不正発生要因が把握された場合は、必要に応じて監査の対象部門を指導するとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(監査の効率化及び適正化)

8. 監査の実施にあたっては、過去の監査により把握された不正発生要因に応じ

て、監査計画を随時見直し、効率化及び適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して、内部監査の質の向上を図る。具体的には、不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況や、モニタリング、監査の手法、研究費の運営及び管理の在り方等について意見交換を行うなどして、効率的、効果的な監査の実施に努める

別記

「公的研究費に係る内部監査(会計監査)方法」

1. 内部監査の対象は、公的研究費で実施した課題のうち、初年度、中間年度(研究期間が3年以上の課題)、完了年度にあたる課題とする。
2. 課題担当者は、課題ごとに「公的研究費支出帳簿」(様式1)を作成し、監査員に提出する。
3. 監査員は提出された支出帳簿の内容を確認するとともに、1課題あたり20%以上の支出を抽出し、支出関係書類(購入伺い・納品書・支出伝票等)を確認する。
4. 確認事項は、日付けの整合性、検収者、金額、支出科目、伝票番号とし、不備がなければチェック欄に押印する。
5. 監査員は、調査終了後、様式2により内部監査実施結果を最高管理責任者に報告する。
6. 監査に係る書類は課題完了後、5年間保管する。

プロジェクト名または事業名：
 試験研究課題名：
 配分機関名：
 研究室名：
 研究機関：

| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 金額(税込) | 契約相手方 | 契約年月日 | 納品年月日 | 支払年月日 | No. | 支出伝票番号 | 負担行為番号 | 備考 | 確認印 |
|-------|----|----|----|--------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|--------|----|-----|
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 消耗品費※ | | | | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 役務費※ | | | | 0 | | | | | | | | 0 | |
| 合計額 | | | | 0 | | | | | | | | | |

※支出に応じて項目を追加すること(例:備品費・人件費など)

様式 2

公的研究費に係る内部監査実施結果報告書

○年○月○日

畜産総合研究センター長 様

内部監査担当者

所属：

職・氏名：

○年度に公的研究費で実施した試験研究課題○課題において、「千葉県畜産総合研究センターにおける公的研究費等の管理に関する取扱い要領」および「公的研究費の内部監査規程定」により、内部監査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

【監査対象の研究課題】

別表のとおり

【監査結果】

- 「公的研究費支出帳簿」について監査を実施したところ、
例) 適正な期間内に、適正な科目について予算執行されていた。
例) ○○に不備があったことから、○○について指摘し修正を指導した。

以上、報告します。

○年度 公的研究費による研究課題

| 研究課題名等 | プロジェクト名または事業名 (コンソーシアム名) | 研究室 等 | 研究 期間 | ○年度 の区分 | 監 査 対 象 |
|--------|-----------------------------|-----------|----------|------------|------------------|
| | | ○○研 究室 | 年～ 年 | 最終年 度 | ○ |
| | | ○○研 究室 | 年～ 年 | 2年目 | × |